

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第九中

薬剤師	
短大卒	大学卒
〇	〇
二・五	二・五
八	五
一	八
一五	一二
一九	一六
一二	一九

を

薬剤師	
大学卒	大学六卒
〇	〇
五	二
八	五
一二	九
一六	一三
一九	一六

に改め、同表の備考を備考第一項とし、備考に次の一項を加える。

2 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

別表第十一の大学卒の欄第三号中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者」を

- 「(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者
- (2) 司法試験法による司法試験予備試験の合格者

第四号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第二十一中

薬剤師	獣医師
大学卒	大学六卒
二級五号給	二級十七号給

を

薬剤師	獣医師
大学六卒	大学六卒
二級十九号給	二級十九号給
大学卒	大学六卒
二級五号給	二級十九号給

に改め、同表の備考に次の一項を加える。

3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

附則

（施行期日）

この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。